

令和8年度下関市における障害者就労施設等 からの物品等の調達推進を図るための方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用の範囲

本市の全部局（以下「調達部局等」という。）の物品等の公共調達を調達方針の適用対象とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、所在地が下関市である物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労選択支援事業所
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - エ 生活介護事業所
 - オ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - カ 地域活動支援センター
 - キ 小規模作業所

3 調達目標

令和7年度に障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

4 調達の推進に関する基本的な考え方

(1) 全庁的な取り組みの推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性に留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の参加機会の確保

及び障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

(2) 他の施策との調整

この調達方針の実施にあたっては、国や本市の他の施策との調和を図るものとする。

(3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、受注の拡大に資する自主的・主体的な取り組みを促進しつつ、障害者就労施設等との協働による調達の推進に努めるものとする。

5 調達の推進に関する対策

(1) 庁内における推進

障害者就労施設等からの物品等の調達を全庁的に取り組むための庁内横断的な推進を行うものとする。

(2) 障害者就労施設等への配慮

調達部局等は、発注に際して可能な限りその仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した規模及び納期の設定に努めるものとする。

(3) 随意契約方式の活用

調達部局等は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

(4) 外郭団体への取組

本市が資本金等を出資している外郭団体に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、障害者優先調達推進法の趣旨を理解いただくように、周知に努めるものとする。

(5) 指定管理者制度導入施設への取組

指定管理の基本協定に「障害者就労施設等への配慮」を規定するとともに、調達の推進を働きかける。

6 調達実績の公表等

年度終了後、調達部局等における調達実績を取りまとめ、ホームページ上で公表するものとする。

7 施行期日

この調達方針は、令和8年4月1日以降契約を締結するものに適用する。